

ページ	QorA	修正前	修正後
90	A34	104,730 円	104,530 円
	A35	56,790 円	56,720 円
		52,370 円	52,270 円
		28,400 円	28,360 円
185	A 1	特別納付保険料	特例納付保険料
	A 5	平成 23 年度の雇用保険率	平成 22 年度と同じ
199	Q14	平成 23 年度の負担割合	平成 23 年度と同じ
202	A19	②常時 16 人以上を使用する事業であって、当該前年度の直前の 3 年度のうち、いずれかの年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業に該当したもの	削除
203	A20	前年度の労働保険料の額×2.5/100+厚生労働省令で定める額	前年度の労働保険料の額×2/+厚生労働省令で定める額 なお、1000 万円を限度とする。
207	Q 5	平成 22 年度	平成 23 年度
287	A 8	(平成 22 年度 100 分の 10) 2 箇所	(平成 23 年度 100 分の 10)
293	A 63	1 児につき 35 万円(平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産した場合は、39 万円) ※産科医療補償制度に加入している病院等において出産した場合は、35 万円(39 万円)に 3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額。	1 児につき 39 万円 ※産科医療補償制度に加入している病院等において出産した場合は、39 万円に 3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額。
294	A70	※平成 22 年 3 月までは 100 分の 90	※平成 23 年 3 月までは 100 分の 90
296	A81	※平成 22 年 4 月から 1 年間の特例措置による額	※平成 23 年 4 月から 1 年間の特例措置による額
305	A26	家族出産育児一時金：1 児につき 35 万円	家族出産育児一時金：1 児につき 39 万円 (産科医療補償制度加入病院での出産は、1 児につき 3 万円加算)
306	A29	※70 歳に達する日以後の療養については、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までは 100 分の 90。	※70 歳に達する日以後の療養については、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までは 100 分の 90。

ページ	QorA	修正前	修正後																
308	A 5 上から 6 行目	(現在 1,000 分の 130)	(平成 22 年度から平成 24 年度までの間は 1,000 分の 164)																
309	A 10	1,000 分の 15.0	1,000 分の 15.1																
327	A12	支給されるのは家族出産育児一時金である。1 児につき 35 万円は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産した場合は、39 万円。ただし、産科医療補償制度加入の病院等において出産した場合は、39 万円に 3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額。	支給されるのは家族出産育児一時金であり、金額も 35 万円ではなく 39 万円（ただし、産科医療補償制度加入の病院等において出産した場合は、39 万円に 3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額）である。																
331	A 5	1,000 分の 15.0 である。	1,000 分の 15.1 である。																
334	A 7	0.985	0.981																
345	A 13	(1) 原則の「老齢基礎年金」(法定額) = 780,900 円 × 改定率 (0.992) ≒ 774,700 円 (平成 22 年度) (2) 物価スライド特例措置による額 = 平成 12 年改正後の老齢基礎年金満額 804,200 円 × 物価スライド率 (0.985) ≒ 792,100 円 (平成 22 年度)	(1) 原則の「老齢基礎年金」(法定額) = 780,900 円 × 改定率 (0.985) ≒ 769,200 円 (平成 23 年度) (2) 物価スライド特例措置による額 = 平成 12 年改正後の老齢基礎年金満額 804,200 円 × 物価スライド率 (0.981) ≒ 788,900 円 (平成 23 年度)																
346	A14	792,100 円 ×	788,900 円 ×																
	A15	792,100 円 ×	788,900 円 ×																
347	A18	227,900 円	227,000 円																
351	A 19	<table border="1"> <tr> <td>1 級</td> <td>990,100 円 (2 級 × 125 / 100)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>792,100 円</td> </tr> </table> <p>(平成 22 年度価額)</p>	1 級	990,100 円 (2 級 × 125 / 100)	2 級	792,100 円	<table border="1"> <tr> <td>1 級</td> <td>996,100 円 (2 級 × 125 / 100)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>788,900 円</td> </tr> </table> <p>(平成 23 年度価額)</p>	1 級	996,100 円 (2 級 × 125 / 100)	2 級	788,900 円								
1 級	990,100 円 (2 級 × 125 / 100)																		
2 級	792,100 円																		
1 級	996,100 円 (2 級 × 125 / 100)																		
2 級	788,900 円																		
352	A 22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>子の数</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人目</td> <td>227,900 円</td> </tr> <tr> <td>2 人目</td> <td>227,900 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降</td> <td>1 人につき 75,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 22 年度価額)</p>	子の数	加算額	1 人目	227,900 円	2 人目	227,900 円	3 人目以降	1 人につき 75,900 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>子の数</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人目</td> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 人目</td> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降</td> <td>1 人につき 75,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 23 年度価額)</p>	子の数	加算額	1 人目	227,000 円	2 人目	227,000 円	3 人目以降	1 人につき 75,600 円
子の数	加算額																		
1 人目	227,900 円																		
2 人目	227,900 円																		
3 人目以降	1 人につき 75,900 円																		
子の数	加算額																		
1 人目	227,000 円																		
2 人目	227,000 円																		
3 人目以降	1 人につき 75,600 円																		

ページ	QorA	修正前	修正後																																										
356	A 8	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>792,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">子の加算額</td> <td>1 人目</td> <td>792,100 円</td> </tr> <tr> <td>2 人目</td> <td>227,900 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降</td> <td>1 人につき 75,900 円</td> </tr> </table> <p>(平成 22 年度価額)</p>	基本額		792,100 円	子の加算額	1 人目	792,100 円	2 人目	227,900 円	3 人目以降	1 人につき 75,900 円	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>788,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">子の加算額</td> <td>1 人目</td> <td>788,900 円</td> </tr> <tr> <td>2 人目</td> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降</td> <td>1 人につき 75,600 円</td> </tr> </table> <p>(平成 23 年度価額)</p>	基本額		788,900 円	子の加算額	1 人目	788,900 円	2 人目	227,000 円	3 人目以降	1 人につき 75,600 円																						
基本額		792,100 円																																											
子の加算額	1 人目	792,100 円																																											
	2 人目	227,900 円																																											
	3 人目以降	1 人につき 75,900 円																																											
基本額		788,900 円																																											
子の加算額	1 人目	788,900 円																																											
	2 人目	227,000 円																																											
	3 人目以降	1 人につき 75,600 円																																											
356	A 11	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>792,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子の加算額</td> <td>2 人目</td> <td>227,900 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降</td> <td>1 人につき 75,900 円</td> </tr> </table> <p>(平成 22 年度価額)</p>	基本額		792,100 円	子の加算額	2 人目	227,900 円	3 人目以降	1 人につき 75,900 円	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>788,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子の加算額</td> <td>2 人目</td> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降</td> <td>1 人につき 75,600 円</td> </tr> </table> <p>(平成 23 年度価額)</p>	基本額		788,900 円	子の加算額	2 人目	227,000 円	3 人目以降	1 人につき 75,600 円																										
基本額		792,100 円																																											
子の加算額	2 人目	227,900 円																																											
	3 人目以降	1 人につき 75,900 円																																											
基本額		788,900 円																																											
子の加算額	2 人目	227,000 円																																											
	3 人目以降	1 人につき 75,600 円																																											
360	Q A 18	<p>(平成 22 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月数</th> <th>金額</th> <th>保険料 15,100 円×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月以上 12 月未満</td> <td>45,300 円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12 月以上 18 月未満</td> <td>90,600 円</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>18 月以上 24 月未満</td> <td>135,900 円</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>24 月以上 30 月未満</td> <td>181,200 円</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>30 月以上 36 月未満</td> <td>226,500 円</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>36 月以上</td> <td>271,800 円</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	月数	金額	保険料 15,100 円×	6 月以上 12 月未満	45,300 円	3	12 月以上 18 月未満	90,600 円	6	18 月以上 24 月未満	135,900 円	9	24 月以上 30 月未満	181,200 円	12	30 月以上 36 月未満	226,500 円	15	36 月以上	271,800 円	18	<p>(平成 23 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月数</th> <th>金額</th> <th>保険料 15,020 円×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月以上 12 月未満</td> <td>45,060 円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12 月以上 18 月未満</td> <td>90,120 円</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>18 月以上 24 月未満</td> <td>135,180 円</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>24 月以上 30 月未満</td> <td>180,240 円</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>30 月以上 36 月未満</td> <td>225,300 円</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>36 月以上</td> <td>270,360 円</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	月数	金額	保険料 15,020 円×	6 月以上 12 月未満	45,060 円	3	12 月以上 18 月未満	90,120 円	6	18 月以上 24 月未満	135,180 円	9	24 月以上 30 月未満	180,240 円	12	30 月以上 36 月未満	225,300 円	15	36 月以上	270,360 円	18
月数	金額	保険料 15,100 円×																																											
6 月以上 12 月未満	45,300 円	3																																											
12 月以上 18 月未満	90,600 円	6																																											
18 月以上 24 月未満	135,900 円	9																																											
24 月以上 30 月未満	181,200 円	12																																											
30 月以上 36 月未満	226,500 円	15																																											
36 月以上	271,800 円	18																																											
月数	金額	保険料 15,020 円×																																											
6 月以上 12 月未満	45,060 円	3																																											
12 月以上 18 月未満	90,120 円	6																																											
18 月以上 24 月未満	135,180 円	9																																											
24 月以上 30 月未満	180,240 円	12																																											
30 月以上 36 月未満	225,300 円	15																																											
36 月以上	270,360 円	18																																											
363	A 6	平成 23 年度の保険料額：15,260 円×0.984≒15,020 円																																											
381	A 17	1 級の障害基礎年金の額は、平成 22 年度においては、990,100 円に 0.985 を乗じて得た額に端数処理を行った額である。	1 級の障害基礎年金の額は、平成 23 年度においては、996,100 円に 0.981 を乗じて得た額に端数処理を行った額である。																																										
383	Q35	15 歳の婚姻していない子を一人有する妻に支給される遺族基礎年金の額は 1,020,000 円だが、この子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えた場合は、792,100 円 (平成 22 年度) である。	15 歳の婚姻していない子を一人有する妻に支給される遺族基礎年金の額は 1,015,900 円だが、この子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えた場合は、788,900 円 (平成 23 年度) である。																																										

ページ	QorA	修正前	修正後																								
383	Q36	792,100 円 (平成 22 年度)	788,900 円 (平成 23 年度)																								
405	A 6	(0.985)	(0.981)																								
405	A 8	(0.985) 2 箇所	(0.981)																								
405	A10	(1.031×0.985) 2 箇所	(1.031×0.981)																								
406	A13	<table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>227,900 円</td> </tr> <tr> <td>第 1・2 子</td> <td>各 227,900 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降</td> <td>各 75,900 円</td> </tr> </table> <p>(平成 22 年度価額)</p>	配偶者	227,900 円	第 1・2 子	各 227,900 円	第 3 子以降	各 75,900 円	<table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 1・2 子</td> <td>各 227,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降</td> <td>各 75,600 円</td> </tr> </table> <p>(平成 23 年度価額)</p>	配偶者	227,000 円	第 1・2 子	各 227,000 円	第 3 子以降	各 75,600 円												
配偶者	227,900 円																										
第 1・2 子	各 227,900 円																										
第 3 子以降	各 75,900 円																										
配偶者	227,000 円																										
第 1・2 子	各 227,000 円																										
第 3 子以降	各 75,600 円																										
406	A15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給権者 (夫) の生年月日</th> <th>特別加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭 9.4.2～昭 15.4.1</td> <td>33,600 円</td> </tr> <tr> <td>昭 15.4.2～昭 16.4.1</td> <td>67,300 円</td> </tr> <tr> <td>昭 16.4.2～昭 17.4.1</td> <td>101,000 円</td> </tr> <tr> <td>昭 17.4.2～昭 18.4.1</td> <td>134,600 円</td> </tr> <tr> <td>昭 18.4.2 以後</td> <td>168,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 22 年度価額)</p>	受給権者 (夫) の生年月日	特別加算額	昭 9.4.2～昭 15.4.1	33,600 円	昭 15.4.2～昭 16.4.1	67,300 円	昭 16.4.2～昭 17.4.1	101,000 円	昭 17.4.2～昭 18.4.1	134,600 円	昭 18.4.2 以後	168,100 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給権者 (夫) の生年月日</th> <th>特別加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭 9.4.2～昭 15.4.1</td> <td>33,500 円</td> </tr> <tr> <td>昭 15.4.2～昭 16.4.1</td> <td>67,000 円</td> </tr> <tr> <td>昭 16.4.2～昭 17.4.1</td> <td>100,600 円</td> </tr> <tr> <td>昭 17.4.2～昭 18.4.1</td> <td>134,000 円</td> </tr> <tr> <td>昭 18.4.2 以後</td> <td>167,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 23 年度価額)</p>	受給権者 (夫) の生年月日	特別加算額	昭 9.4.2～昭 15.4.1	33,500 円	昭 15.4.2～昭 16.4.1	67,000 円	昭 16.4.2～昭 17.4.1	100,600 円	昭 17.4.2～昭 18.4.1	134,000 円	昭 18.4.2 以後	167,500 円
受給権者 (夫) の生年月日	特別加算額																										
昭 9.4.2～昭 15.4.1	33,600 円																										
昭 15.4.2～昭 16.4.1	67,300 円																										
昭 16.4.2～昭 17.4.1	101,000 円																										
昭 17.4.2～昭 18.4.1	134,600 円																										
昭 18.4.2 以後	168,100 円																										
受給権者 (夫) の生年月日	特別加算額																										
昭 9.4.2～昭 15.4.1	33,500 円																										
昭 15.4.2～昭 16.4.1	67,000 円																										
昭 16.4.2～昭 17.4.1	100,600 円																										
昭 17.4.2～昭 18.4.1	134,000 円																										
昭 18.4.2 以後	167,500 円																										
410	A31	47 万円 9 箇所 数字は平成 22 年度	46 万円 数字は平成 23 年度																								
412	A41	(0.985)	(0.981)																								
412	A44	47 万円 2 箇所	46 万円																								
413	A45	47 万円	46 万円																								
415	A13	227,900 円 (平成 22 年度)	227,000 円 (平成 23 年度)																								
419	A7	(0.985) 4 箇所	(0.981)																								
420	A11	594,200 円 (平成 22 年度)	591,700 円 (平成 23 年度)																								
420	A12	594,200 円 - (792,100 円 × 次表の率) (平成 22 年度)	591,700 円 - (788,900 円 × 次表の率) (平成 23 年度)																								
441	QA35	47 万円 (平成 22 年度 47 万円)	46 万円 (平成 23 年度 46 万円)																								
443	A18	平成 22 年度の障害基礎年金の 2 級の法定額 = 774,700 円 ÷ 780,900 円 × 0.992 (改定率)。774,700 × 3/4 = 581,000 円。581,000 円 × 2 = 1,162,000 円	平成 23 年度の障害基礎年金の 2 級の法定額 = 769,200 円 ÷ 780,900 円 × 0.985 (改定率)。769,200 円 × 3/4 = 576,900 円。576,900 円 × 2 = 1,153,800 円																								

ページ	QorA	修正前	修正後
444	A11	(平成 22 年度は 594,200 円)	(平成 23 年度は 591,700 円)
453	A10	15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子供	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子供
454	A16	(平成 22 年度 : 10 分の 1) 2 箇所	(平成 23 年度 : 10 分の 1)
460	A22	平成 22 年 4 月から 1 年間の特例措置による額	平成 23 年 4 月から 1 年間の特例措置による額
462	A28	100 分の 10 (平成 22 年度)	100 分の 10.26 (平成 23 年度)